

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を図るために、経営の透明性と健全性を維持しつつ、迅速な意思決定と機動的な組織運営を実現することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針と考えております。これらを実践するためには、下部組織へ権限委譲を進めていくことにより、経営責任を明確にする組織体制作りと、経営の効率性を一層向上させることにより、企業としての社会的責任を果たしたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ひぐち	2,711,000	28.80
樋口 勤	723,000	7.68
株式会社第四北越銀行	621,000	6.60
樋口 智明	182,000	1.93
オーシャンシステム従業員持株会	178,600	1.90
MSIP CLIENT SECURITIES	160,000	1.70
樋口 小百合	136,200	1.45
鈴木 美花	134,200	1.43
株式会社HKY	51,900	0.55
新潟酒販株式会社	50,000	0.53

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

上記「大株主の状況」につきましては、2021年3月末での情報を記載しております。
当社は、当社所有の自己株式1,419,189株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
齋藤 吉弘	その他											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齋藤 吉弘	○	_____	社会保険労務士として専門的な知識・経験等を有しており、専門家としての客観的な立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけのものと判断し、社外取締役に選任しております。一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断したため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と連携して会計監査を行い、公正な経営を実現するため、適正な会計処理や内部統制について助言を受け、コーポレート・ガバナンスの確立に努めております。また、内部監査室より、月1回内部監査の結果について報告を受けており、内部監査室との連携を取りながら監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
捧 俊雄	公認会計士													
逸見 和宏	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
捧 俊雄	○	_____	公認会計士として専門的な知識・経験等を有しており、専門家としての客観的な立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断したため、独立役員に指定しております。
逸見 和宏	○	_____	公認会計士として専門的な知識・経験等を有しており、専門家としての客観的な立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断したため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3 名
--------	-----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

今後は取締役が株価を通じたメリットやリスクを株主と共有し、業績向上と株価上昇への意欲を高めることを意識し、慎重に検討して参る所存であります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2020年3月期における取締役に支払った報酬等の総額は、123,780千円(内、社外取締役1,300千円)です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- 基本方針
当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、当社の業績内容、個々の業績や企業価値向上への貢献度、他社水準等を総合的に勘案して年間報酬額を決定します。
具体的には、基本報酬(固定報酬)及び業績連動報酬により構成します。ただし、非常勤取締役及び社外取締役ににつきましては職責を考慮し、業績連動報酬は支給しないものとします。
- 基本報酬の個人別の額の決定に関する方針
基本報酬は金銭報酬とし、取締役ごとに職位を勘案して決定します。
- 業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針
業績連動報酬は金銭報酬とし、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために経常利益を反映するものとします。
具体的には、各事業年度のグループ連結経常利益に応じて社内にて定めた基準により算出した額で決定します。
- 個人別の基本報酬と業績連動報酬の割合の決定に関する方針
取締役の種類別の報酬割合については、当社と同規模企業の水準を参考にして決定します。
なお、当面は基本報酬(固定報酬):業績連動報酬=2:1を目安とします。
- 個人別の年間報酬額の決定に関する方針
個人別の年間報酬額は、個々の前年度の業績や企業価値向上への貢献度を代表取締役が評価し、社外取締役の助言を受けたうえで報酬案を作成し、取締役会で協議して決定します。
なお、退職慰労金につきましては、支給することが株主総会で決議された後に、内規に従って算定した金額、支給方法等を取締役会で決議して決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

毎月開催される取締役会において、月次決算の状況をはじめ社内外の環境等の情報についての報告を実施しております。また、経営に対する助言を得るとともに、活発な意見交換も実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)

当社の取締役会は9名の取締役で構成されており、うち1名は社外取締役であります。監査役出席の下、法令または定款に定めるもののほか、経営上の意思決定、業務執行状況の監督、その他法令で定められた事項及び重要事項の決定を行っております。当社では定時取締役会を月1回開催し、月次業務報告、その他の業務上の報告を行い、情報の共有化を図るとともに、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しており、迅速かつ適切な意思決定に努めております。また、取締役の経営責任をより明確化するため、平成20年6月27日開催の株主総会決議より、取締役の任期を2年から1年に変更しております。

(監査役会)

当社の監査役会は3名の監査役で構成されており、うち2名は社外監査役であります。監査役会規程に基づき、法令・定款に従い監査役の監査方針を定めるとともに、各監査役の報告に基づき監査報告書を作成しております。監査役は取締役会に出席し、さらに常勤監査役については取締役会以外の重要会議にも出席し、取締役の業務執行状況を十分に監査できる体制となっております。また、内部監査室及び会計監査人とも緊密な連携を保つために定期的な情報・意見交換を行い監査の有効性及び効率性を高めております。

(経営会議)

当社は、代表取締役社長を補佐する機関として経営会議を設けております。経営会議は月1回開催しており、代表取締役、取締役(非常勤、社外取締役を除く)、監査役(非常勤、社外監査役を除く)及び事業部長、室長ならびに部長の職位を有する者を構成メンバーとして、取締役会付議事項及びその他の重要事項について審議し、経営の意思決定の迅速化を図っております。

(内部監査室)

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は翌期の内部監査計画を事業年度末までに作成し、その計画に基づき、業務が会社の定める社内規程またはマニュアルに従って行われているか、効率的な業務運営が行われているか及び法令等が遵守されているかなどについて、すべての部門、店舗及び子会社を対象に監査を行い、監査内容、監査結果及び問題点の改善状況が都度社長に報告されております。

(コンプライアンス委員会)

当社は、コンプライアンス重視の経営の推進、強化を目的として、コンプライアンス委員会を設置しております。代表取締役社長を委員長とし、法令遵守はもとより、社内規程あるいは社会の構成員として求められる価値観・倫理観にしたがった誠実、公正かつ適切な経営を実現するため、社内外の問題について検討、諮問を行っております。

また、コンプライアンス委員会委員長の下に従業員からの法令違反等に関する通報を適切に処理するための通報窓口(ホットライン)を設置することにより、コンプライアンス経営への取り組みの強化、社内の自浄作用の向上を図っております。

(会計監査人)

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

(責任限定契約)

当社と社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社で、取締役会及び監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を採用しており、取締役による的確な意思決定と業務執行を行う一方、適正な監督及び監視を可能とすることを目的としております。さらに、適正な監督及び監視を強化するため、社外取締役及び社外監査役を選任しております。また、監査役会と内部監査室との連携により、監査体制を一層強化・充実させております。従いまして、現在の体制は、当社のコーポレート・ガバナンスの実効性を確保するうえで、最も合理的な体制であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	令和2年6月開催の第42回定時株主総会から、インターネットによる議決権行使制度を採用しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに公表しております。 【ディスクロージャーポリシー】 https://www.ocean-system.com/invest/disk.html	
IR資料のホームページ掲載	当社ではIR情報を開示する専用のサイトを設け、投資家の皆様のための情報として、各種財務データ、決算短信等の適時開示資料を随時掲載しております。 【投資家情報】 https://www.ocean-system.com/invest/	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社員行動規範において、ステークホルダーの立場を尊重するための行動基準を定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示に関する方針(ディスクロージャーポリシー)を定め、当社ホームページに掲載しております。 【ディスクロージャーポリシー】 https://www.ocean-system.com/invest/disk.html

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法、会社法施行規則及び金融商品取引法に基づき、内部統制システムの構築と体制整備に必要な事項を定め、業務の適正を確保するための体制を整備しております。

また、内部統制システムの継続的な見直しによってその改善を図り、効率的で適法な企業体制を構築しております。

〔内部統制システム構築の基本方針〕

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は代表取締役社長が法令の遵守と透明度の高い経営を目指すことを内容とする「社訓・経営理念」について、取締役及び使用人に繰り返しその精神を伝えることによりコンプライアンスを徹底する。

代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を組成し、全社的なコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、取締役及び使用人に対し「コンプライアンスマニュアル」に基づいた教育ならびに管理を実施する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

内部監査室を設置し、当該組織は会社の業務実施状況を把握のうえ、すべての業務が法令、定款、社内規程等に準拠し適正・妥当かつ合理的に行われているか、また会社の制度、組織、諸規程等が適正・妥当であるかを調査・検証するとともに、代表取締役社長にその結果を定期的及び必要に応じて報告する。

法令、規定に反した行為等について取締役及び使用人が直接情報提供を行うホットラインを設置運営するとともに、情報提供に対しては「コンプライアンス委員会規程」に沿った対応をとるものとする。

社会の秩序や当社グループ及びその取締役・使用人に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力に対する対応マニュアル」に基づき、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書取扱規程」等に基づき文書等に記録し、保存及び管理する。取締役及び監査役は、同規程等により、これらの文書等を必要に応じて閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」により、リスクの予防及びリスクの発生に備えた事前準備や処理体制の確立を行う。

なお、大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする対策本部を設置し危機対応の体制をとり、迅速に行動し、損害及びその拡大を防止する。

4. 取締役の職務の執行が効果的に行われることを確保するための体制

取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、迅速かつ適切な意思決定を図り、重要な業務執行課題については、事前に取締役及び事業部長等で構成する経営会議で十分な審議を行ったうえで取締役会に付議するものとする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務執行の適正性、損失の危険に対する管理、業務執行の効率性、業務執行の法令及び定款に対する適合性の監査体制

「関係会社管理規程」に基づき、適正な業務執行かつ効率的で円滑な業務運営を遂行し企業集団全体の安定成長を図るため、当社を中心とした企業集団全体の業務執行に関する管理体制を明確にする。

「関係会社管理規程」及び「内部監査規程」に基づき、当社の内部監査室による関係会社の内部監査を実施し、子会社から独立した立場で業務執行の適正性、損失の危険の管理、業務執行の効率性、業務執行の法令及び定款に対する適合性について監査を行うことにより業務の適正を確保する。

6. 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する実効性の確保に関する事項

監査役がその職務の執行に関して補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、使用人を置くものとする。

監査役への補助をする期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されるものとし、人事異動及び人事評価に関しては、監査役会の同意を得なければならない。

7. 当社及び子会社取締役及び会計参与並びに使用人、監査役、執行役、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人等は、当社及び子会社に対して損失の危機がある事項及び不正行為や法令及び定款に対する違反行為を認識した場合、また取締役会に付議すべき重要な事項が生じた場合には、監査役に対して速やかに報告しなければならない。また監査役から報告の求めがあった場合には、取締役及び使用人は、その報告を行う義務を負う。報告を行った者は、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない。

監査役は、取締役会、経営会議、その他重要と認められる会議等に出席し、業務執行過程における意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するとともに、稟議書類等業務執行に係る文書を閲覧し、取締役及び使用人に対して説明を求めることができる。

監査役の職務執行により生じる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行により生じる費用又は債務の負担については、会社に請求することができる。

8. その他監査役の監査が実行的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、「監査役会規程」に基づき、監査役会と定期的に会合を開催し、会社が対応すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、監査役監査の実効性を高める。

監査役は、「監査役監査規程」に基づき、会計監査人及び内部監査室と連携し、十分な調整の上で、年度計画、個別計画等の監査計画を策定し、監査役監査の実効性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社グループは、反社会的勢力による被害の防止と適正な業務の確保のため、「内部統制システム構築の基本方針」において、「社会の秩序や当社グループ及びその役員・社員に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力に対する対応マニュアル」に基づき、毅然とした姿勢で組織的に対応する。」旨を明文化しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

社内体制としましては、取引開始前に「反社会的勢力の照会」を行うとともに、平素より、来訪者の目につきやすい場所に暴力団追放ポスターやステッカーを掲示するなどして、注意や喚起を呼びかけ、また「不当要求防止責任者」講習の受講を推奨し、最寄の暴力団追放運動推進センターや所轄警察署と緊密、良好な関係の維持に努めております。

また、万一、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合には、速やかに本社担当部署への連絡を行い、「対策協議機関」を設置するとともに、警察、専門家等と連携して対処し、毅然とした対応を行うこととしております。

その他

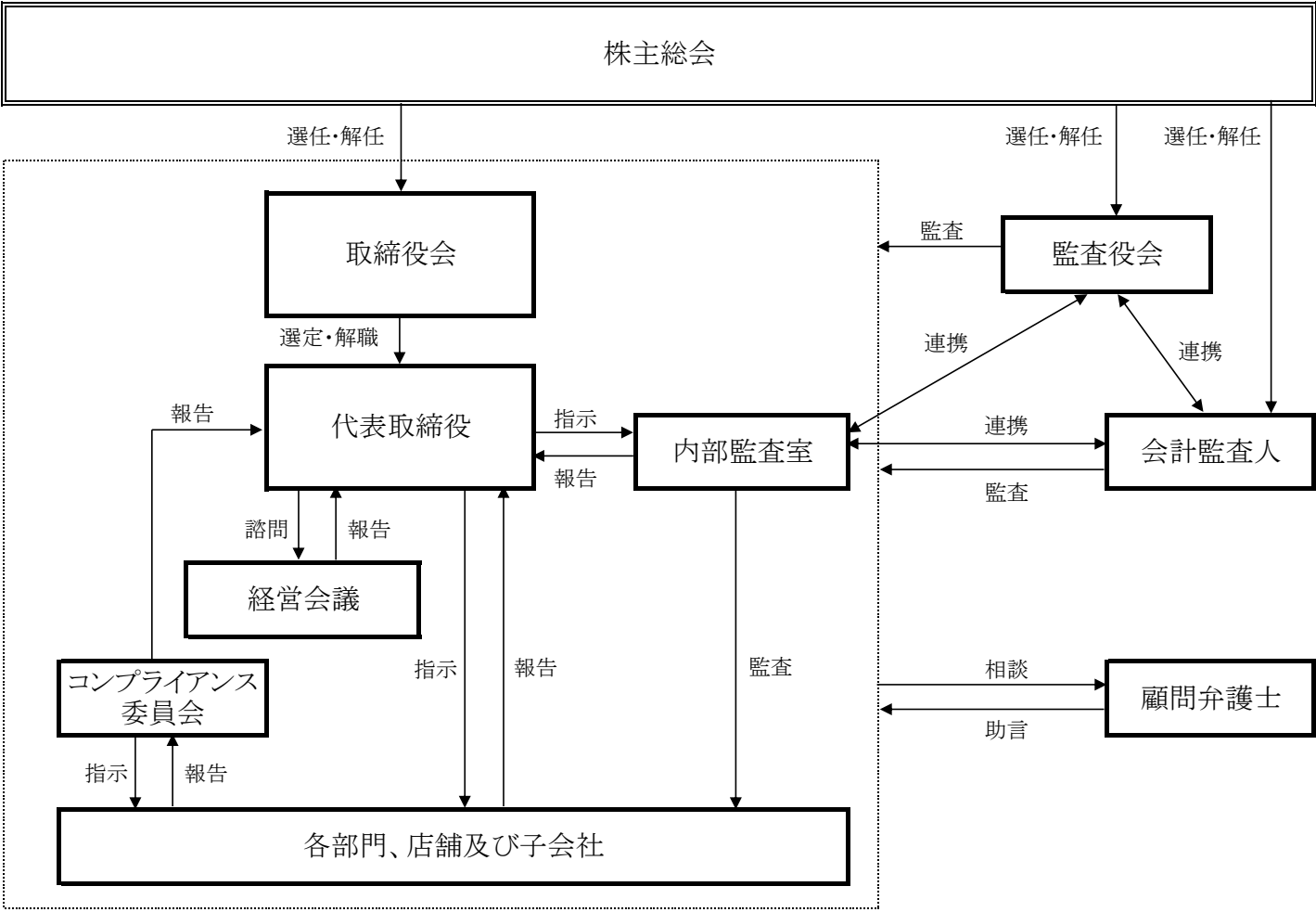
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制(模式図)】



【適時開示体制の概要(模式図)】

